

「始良市子育て便利帳」制作業務仕様書

1 概要

市民の子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供するため、子育てに関する各種情報と企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた冊子「始良市子育て便利帳」（以下「冊子」という。）を、始良市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行する。

2 業務分担

市は、協働発行业業者に冊子の制作に必要な行政情報を提供し、協働発行业業者は、冊子の制作に必要な行政情報以外の情報の収集並びに冊子の企画、編集、印刷及び製本（以下「冊子の発行业務」という。）を行う。

3 発行時期

2027年3月、2028年3月、2029年3月

4 冊子の仕様等

冊子の仕様、企画の条件等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 始良市子育て便利帳
- (2) 発行部数 各年度8,000部
- (3) サ イ ズ A5判
- (4) ページ数 70ページ程度（表紙裏表紙・広告を含む）
※事業者決定後、協定締結までに別途協議とする。
- (5) 刷 り 色 フルカラー
- (6) 製 本 無線綴じ
- (7) 加 工 小口側天地角丸断裁
- (8) そ の 他 その他必要と認められる事項については、市と十分協議のうえ進めること。

5 冊子の企画及び作成の条件

- (1) 冊子の発行に必要な行政情報は、市が提供したものを使用する。
- (2) 冊子の発行业務に係る一切の業務は、協働発行业業者が行う。ただし、冊子の企画、編集については、市と十分協議のうえ、遂行する。
- (3) 校正は、3回以上とする。
- (4) 協働発行业業者は、関係諸法令を遵守し、仕様書に定めるもののほか、企画提案書の記載事項のうち、市が採択した事項についても履行する。

6 広告の掲載

冊子には、企業等の広告を掲載することができるものとするが、募集の方法、掲載の基準等については、次のとおりとする。

- (1) 冊子に掲載する広告は、協働発行事業者が募集するものとし、市は、企業等に対して広告の掲載などを直接呼びかけること等はしない。
- (2) 広告の掲載により得られる収入は、協働発行事業者に帰属するものとする。
- (3) 広告の掲載にあたっては、始良市有料広告掲載基準を遵守するものとする。
- (4) 広告は、行政情報及び地域情報と区別できるように掲載する。

7 作成経費

冊子の企画、編集、印刷、製本及び納品に係る費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

8 冊子の納品

冊子の納品は、次のとおりとする。

- (1) 冊子は、市が指定した場所へ納品すること。
- (2) 冊子の納品に併せて、PDF形式のファイルに変換し、市へ提供すること。
- (3) 市が必要と認めたときは、正誤表を作成し、市が指定した場所へ納品すること。

9 責任分担及び問合せ等の対応

- (1) 行政情報及び地域情報に関しては市が責任を負い、問合せ等については市が対応する。
- (2) 行政情報及び地域情報以外に関しては協働発行事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば協働発行事業者が対応する。
- (3) 協働発行事業者は、冊子への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

10 損害賠償

- (1) 協働発行事業者は、本事業の実施に関して市、又は第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償する。
- (2) 本事業の実施に関して協働発行事業者の受けた損害について、市はいかなる責めも負わない。ただし、市の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

11 市の協定解除権

市は、協働発行事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協定の全部又は一部を解除することができる。なお、解除によって協働発行事業者に損害が発生した場合、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 協働発行事業者が、協定書及び仕様書等に定める役割を履行しないとき、又は履行の見込みがないと市が認めたとき。
- (2) 協働発行事業者が、市の原稿の修正の依頼に応じないとき、又は偽りその他不正な行為があると市が認めたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する暴力団、または暴力団員が協働発行事業者の経営等に関与していることが発覚したとき。
- (4) その他協働発行事業者が協定に違反したと認められるとき。

12 苦情の報告

協働発行事業者は、冊子について市民等から苦情があったときは、直ちにその旨を市に報告しなければならない。